

事務連絡  
令和2年8月26日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長 殿  
北海道開発局農業水産部農業設計課長 殿  
(独) 水資源機構水路事業本部水路事業部設計課長 殿

農林水産省整備部水資源課水資源企画官

### 台風期における事前放流等の適切な実施について

事前放流等の実施については、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」や令和2年8月7日付事務連絡「農業用ダムの洪水調節機能強化に向けた基本的な考え方（案）について」に基づき、治水協定や各ダムの事前放流等実施要領等により適切に実施していくこととしています。

つきましては、すでに令和2年7月豪雨において事前放流が実施されているところですが、これから台風の発生・接近が多くなる時期を迎えることから、あらためて、貴職管内の農業用ダムにおいて、治水協定等に基づき事前放流等が適切に実施され、災害発生の軽減に向けて万全の準備を期せられますよう、よろしく申し上げます。

なお、台風の出水後に、河川管理者より農業用ダム管理者に対して、事前放流等の実施状況のフォローアップが想定されますので、貴職におかれては情報収集に努められるとともに、小職に対してもご報告いただきますようお願いいたします。

このことについては、国営事業で造成した農業用ダムの管理者に、貴職からこの旨を周知するとともに、関係道府県に対し、管内の補助事業等で造成した農業用ダムの管理者にこの旨を周知するよう依頼願います。